

## 調 停

### ～通常訴訟と調停～

本会が受ける施術相談の中で裁判になってまで争うものは年間で数件です。言い掛かりや大事に至らなかった相談まで含めた年間の相談件数が200件を超えることを考えると、大きな数ではなくともゼロではありません。一口に裁判といってもいくつかの種類があります。今回は施術事故に起因する損害賠償請求に利用される法的手段をご紹介します。

#### 【通常訴訟と調停】

施術事故相談で裁判に至るケースが少ないのは、裁判に労力が掛かることや裁判になったとしても希望の金額をもらえる保障がないことが原因ではないかと推察していますが、それでも年間数件とはいえ裁判になるケースは間違いなくあります。このような施術事故に起因する損害賠償請求の際に利用される法的手段の代表的なものに通常訴訟と調停があります。

通常訴訟とは一般に裁判と呼ばれるものです。損害賠償請求金額が140万円を超える場合には地方裁判所が、それ以下の場合は簡易裁判所が管轄となります。口頭弁論と呼ばれるお互いが主張する話し合いが何度か行われ、その後裁判所から和解を勧められることが多いようです。和解が成立すれば裁判は終了となります。和解が不成立の場合は本人尋問を経て判決へと進みます。この訴訟では弁護士を立てるのが一般的です。

一方、調停は通常訴訟と異なり、裁判官のほか一般市民から選ばれた調停委員が二人以上加わって組織した調停委員会が当事者の言い分を聴き必要があれば事実も調べ、法律的な評価をもとに歩み寄りを促し当事者の合意によって実情に即した解決を図ります。当事者同士が顔を合わせることはなく、それぞれが別々に自分の主張を調停委員に話し調停委員が双方の主張を調整することになっています。

このように調停は、通常訴訟ほど手続が厳格ではないため、だれでも簡単に利用できるという点と、当事者は法律的な制約にとらわれず自由に言い分を自分の言葉で述べることができるという二つの利点があります。このような利点がある上に、調停が成立した場合は、判決と同様の効力があるので施術事故に起因する損害賠償請求では、通常訴訟よりも調停が多く利用されています。

また、調停では、利用者の主張に重大な落ち度や矛盾がない限り、施術が原因であることを前提に進められることが多いので、金額のみを争う場合が多くみられます。

ただし、施術者側が原因ではないと主張した場合は不成立となり、地裁に移送して話し合いを続けるか否かは申立人（原告）の判断となります。注意事項として調停では通常訴訟と違い出席義務はないため2回出頭しなければ調停不調となります。調停不調になった場合は調停をしなかったことと同じこととなりますが、罰金の対象となりますので誠実に対応したいものです。



施術事故に起因する損害賠償請求での調停は、大げさに構える必要がありませんので、弁護士に依頼せず本人が言い分をまとめて自分の言葉で主張することを本会では勧めています。

#### ONE POINT

受ける相談の中には裁判にしまでも争うべきものとそうではないものがあります  
本会では会員の意向を尊重しながら、目指す解決内容へ向けてのアドバイスを行っております

JHA NEWS

・施術トラブル/クレーム 対応無料電話相談・JHANEWSの発行・会員保障制度など  
ご希望の方には病気やケガで働けない時の支えとして所得補償保険を提供しています（別途保険料が必要）

国家資格者

会員種別  
正会員A 準会員

すべての治療家、施術家に  
安心・安全を提供します

入会金無料

民間施術者

会員種別  
正会員B

【ご不明な点・詳細につきましては、お気軽にお問い合わせ下さい】



# 一般社団法人 日本治療協会

Japan Healing Association

URL: <http://www.jha-shugi.jp> E-mail: [info@jha-shugi.jp](mailto:info@jha-shugi.jp)

◎ JHANEWSのバックナンバーはホームページでご覧いただけます ◎

TEL: 03 (5289) 8171

FAX: 03 (5289) 8173

受付: 10:00 ~ 18:00 (平日)

受付: 24時間年中無休

本部 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-8

事務局 〒101-8691 東京都千代田区神田淡路町 2-1